

# piece up

～繋ぎ合ってゆく～

7月 インボイス増刊号

発行日：令和5年6月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会

お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がり合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”おかげさまでpiece upを発行して7年目に入ります。このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・



税理士法人 中山会計  
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm



## もうすぐ消費税インボイス制度が始まります！



令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。すでに登録番号を取得して準備を始めている方もいれば、まだ登録を迷われている・制度がよく分からないという方もいらっしゃるかと思います。今回の「インボイス増刊号」では、制度の概要を解説をさせていただきます。制度開始に向けて改めて理解を深めていただくきっかけとなりましたら幸いです。

### 1. インボイス制度とは？

#### <売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

#### <買手側>

買手は仕入税額控除（※）の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

$$\begin{array}{c} \text{※仕入税額控除} \\ \boxed{\text{納付すべき消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}} \\ \hline \boxed{\text{仕入税額控除}} \end{array}$$

### 2. インボイスとは？

インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で、次に掲げる事項を記載した請求書等の書類をいいます。様式の定めはなく、請求書、納品書、領収書、レシート等、その名称を問わず、記載事項を満たしているものは、インボイスに該当します（赤字の部分は現行制度からの追加事項）。

- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ① 売手の氏名(名称)及び登録番号                     | ⑤ 消費税額等<br>(消費税額及び地方消費税額の合計額、税率ごとに合計) |
| ② 取引を行った年月日                           | ⑥ 買い手の氏名(名称)                          |
| ③ 取引の内容(軽減税率の対象にはその旨)                 |                                       |
| ④ 対価の額の合計額<br>(税抜き又は税込、税率ごとに合計)及び適用税率 |                                       |

### 3. インボイスを交付するには？

インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して申請し、税務署長の登録を受ける必要があります。

**免税事業者はインボイスを交付することができません。**令和11年9月30日の属する課税期間までは、「課税事業者選択届出」を提出することなく、登録申請書を提出することにより登録事業者となることができます。

制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、**令和5年9月30日までに登録申請**を行う必要があります。

登録を迷っているお客様は、今一度中山会計の担当者へご相談ください！！

裏面にYouTubeのご案内がございます！！



You Tube

中山会計



YouTubeはこちら



インボイス制度改正点について解説動画を作成しました！  
ぜひご視聴ください！

- キーワード：① 2割特例 . . . 消費税納税額が売上の2割に！？  
② 事務負担の軽減措置 . . . 中小零細事業者の事務負担が軽減！  
③ 登録手続きの見直し . . . インボイス制度適用期日の緩和！？